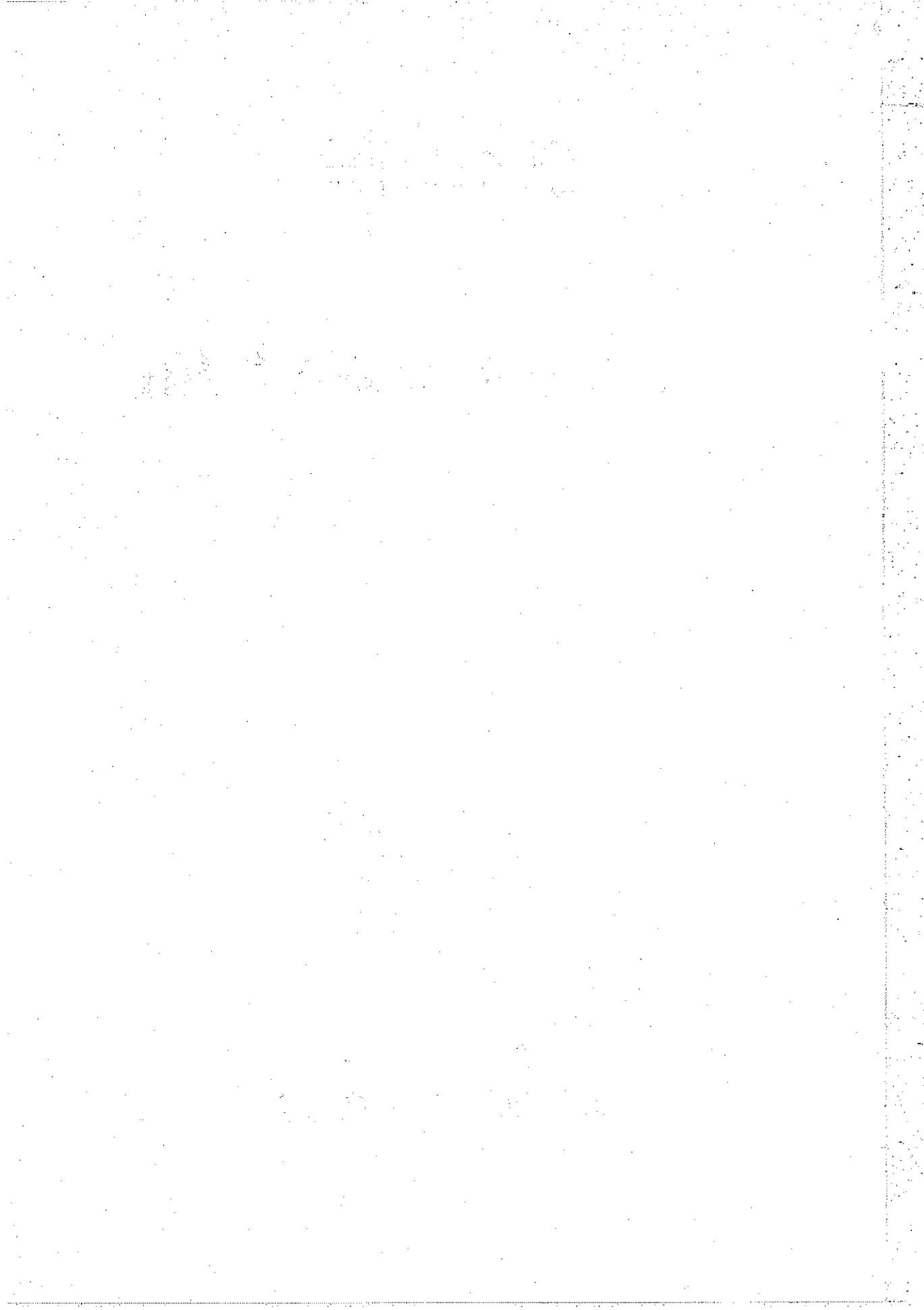


昭和63年2月23日開会
昭和63年2月23日閉会

和泉市議会第1回臨時会会議録

第 1 号

和 泉 市 議 会



昭和63年2月23日午前10時和泉市議会第1回臨時会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	飯坂 榊次君	17番	西村 慎太郎君
2番	奥村 圭一郎君	18番	勝部 津喜枝君
3番	田中 昭一君	19番	原 重樹君
5番	西口 平和君	20番	坂口 敏彦君
6番	赤阪 和見君	21番	若浜 記久男君
7番	藤原 正通君	22番	西口 秀光君
8番	穴瀬 克己君	23番	柳瀬 美樹君
9番	並河道 雄君	25番	大谷 昌幸君
10番	竹内 修一君	26番	池辺 秀夫君
11番	仁井 明君	27番	金谷 衛君
12番	竹下 義章君	28番	出原 平男君
15番	松尾 孝明君	29番	田中 包治君
16番	天堀 博君		

欠席議員(1名) 13番 貝渕 博治君

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市助	長	池田 忠雄	総務部	理	事長	大塚 孝利	之治
助役	役	坂口 禮之助	総務部	次長	長	森 奥村	彦利
収入	役	中塚 白	総務部	次長	長	阪橋 本	富豊
市長	公室	杉本 弘文	財政課	長	長	田向 井	昭光
市長	公室	逢野 一郎	同和部	長	長	生川 井	稔
市長	公室	神藤 恒治	対策部	事長	事長	向井 鉄	洋也
市長	公室	隆大 我	同和部	次長	長	中原 中	美助
市長	公室	稻田 順三	対策部	所長	長	上田 田	淳好
秘書	課長	井阪 充	福祉事務所	次長	長	中原 中	美仁
人事	課長	西岡 正徳	市民生活部	長	長	上田 田	好美
企画	課長	今堅 太郎	市民生活部	理	事長		
総務部	長	麻生 和義	市民生活部	次長	長		

※備考 各課長級の職員は、議案説明の必要に応じて出席させる。

和良吉囑託唐詞十
中醫治癆

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務次主係	長幹長員	北河大佐	野原中谷	敦茂	雄隆保
			上井	茂	光

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和63年和泉市議会第1回臨時会議事日程

(2月23日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3	(昭和62年) 認定第3号	昭和61年度和泉市歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
4	報告第1号	専決処分の承認を求めるについて (昭和62年度和泉市一般会計補正予算(第5号))	P. 1
5	報告第2号	専決処分の承認を求めるについて (転倒事故に係る損害賠償の額の決定及び和解)	P. 11
6	議案第1号	助役の選任について	P. 15
7	議案第2号	教育委員会委員の選任について	P. 18
8	議案第3号	公平委員会委員の選任について	P. 20

(午前10時00分開議)

○議長(池辺秀夫君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、公私とも何かとお忙しいところ多数御出席くださいまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

○市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは24名でございます。貝瀬議員さんから欠席の届け出がございます。遅刻届けのある議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、24名でございます。

○議長(池辺秀夫君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより昭和63年第1回臨時会を開会いたします。

○議長(池辺秀夫君) 本日の会議に出席を求めた者の氏名及び議事日程は、お手元に印刷・

配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

- 議長（池辺秀夫君） ここで市長のあいさつを願います。

（市長登壇、あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 本日、ここに昭和63年和泉市議会第1回臨時議会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方には、公私何かと御繁忙の折にもかかわりませず御出席いただき、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本議会に御提案を申し上げます議案は「助役の選任について」外2件、報告2件でございます。議案の内容につきましては、別途御説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして御議決、御承認をいただきますようお願いを申し上げます。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。どうかよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 市長のあいさつが終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本件は、会議規則第103条の規定に基づき、27番・金谷衛君、28番・出原平男君、29番・田中包治君、以上、3名の方を指名いたします。

-
- 議長（池辺秀夫君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたします。

-
- 議長（池辺秀夫君） 日程第3「昭和61年度和泉市歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本決算については、昨年12月第4回定例市議会におきまして決算審査特別委員会に付託となっておりますので、審査の経過並びに結果の報告を飯坂委員長にお願いいたします。

（決算審査特別委員長登壇、報告）

- 決算審査特別委員長（飯坂楠次君） 昭和62年12月開会の第4回定例市議会におきまして、昭和61年度一般会計並びに特別会計決算認定についてが上程され、その審査を決算審査特別委員会に付託となり、慎重に審査いたしました経過並びに結果につきまして、その概要を

取りまとめ御報告いたします。

去る1月27日委員会を招集し、各会計の説明は提案の際終わっていることから、一般会計歳出より款を追って直ちに審査に入りました。

なお、報告の内容については、重点的かつ要点のみにとどめますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、議会費と総務費から審査に入りましたが、歳出全体に占める同和関連経費の額とその率及び財源内訳、また、個人給付の総額とその財源内訳について質問があり、経費の総額は84億2,804万4,000円で、占める割合は25%、個人給付の総額は1億5,168万6,000円である、との答弁があり、また、それぞれの財源内訳についての内容等の説明がありました。が、個人給付事業の1世帯当たり等の実態について調査の必要がある、旨の意見がありました。

電話使用料について、料金体系の違う新電電の採用を検討したのか、との質問に対しては、今後の利用度等も考慮し申し込みをしていきたい、との答弁がありました。

また、市庁舎の問題については、長期講想を立てた上で、それに合わせた一定の方向性を打ち出し、効率的な改修等を行うよう、との要望がありました。

行革大綱の進捗状況はどうか、との質問に対しては、具体的な実施事項等について詳細な説明がありました。

また、トリヴェール和泉の西部地区のハイテク都市への計画変更手続についての質問では、公団より用途地域変更の申し出があり、現在、内容を聞いている状態であるが、今後、検討していく、旨の答弁がありました。

非常勤嘱託員の管理体制はどうしているのか、との質問に対しては、単位カード方式により出勤、退庁、出張等を地区協の役員が管理している、との答弁でしたが、管理体制についての改善の必要がある、との意見がありました。

また、支部助成金2,500万円の内訳と、今までの累計助成金額についての質問があり、内訳は、事務費が400万円、会議費が3,600万円、活動経費が1,740万円であり、累計金額は、61年度までで4億39万4,000円である、との答弁でしたが、支部助成金の支出に関し、地裁の判例等、市としての公益性も含めて今後、対処するよう意見がありました。

市内の投票所総数、投票立会人の地元町会長等の選任理由の質問に対しては、投票所数は51ヶ所であり、立会人は、地元にできるだけ明るい方という理由でお願いしている、との答弁がありました。

次に、民生費では、共同浴場の管理運営委託料が支出されていないが、その理由についての質問があり、60年6月から4浴場のうち3浴場の管理運営を統合し、その結果、経費の節減

等効果的運営を行ったため一定の成果を得たものである、との答弁がありました。

また、保育所運営費の市費持ち出し分とその内訳、また、同和保育料措置園児数と保育料の決め方についての質問に対し、工事等の費用を除き約17億2,000万円で、そのうち公立が9億6,000万円、同和分6億5,000万円、民間1億1,000万円である。また、対象園児数は217名であり、保育料は、過去の保育料を土台として（現行？）の国基準等も参考にしながら決定している、との答弁がありました。

老人集会所の管理運営の実態については、校区老人クラブ連合会または連合自治会に委託をしている、との答弁でしたが、目的外使用時の使用料金の徴収等も含め使用実態を把握するように、との要望がありました。

また、老人ホーム入所判定委員会の質問に対し、その設置目的、各市の状況、構成メンバー設置の根拠等、それぞれについての説明がありました。

老人クラブ補助金と老人研修会補助金についての質問に対しては、市内の老人クラブに対し補助しているものであり、研修会補助金は、老人解放を目指す会が実施する研修会に補助を実施している、旨の答弁がありました。

また、理学療法士及び機能回復訓練医師の所属と患者数についての質問があり、それぞれ府の身体障害者福祉センターの所属で年間274名、和泉市診療所の所属で277名である、との答弁がありました。

次に、衛生費から商工費では、不燃物の収集サイクルに係る支出の増についての質問があり、30%の事業量が増し、アルバイトでカバーしているが、1,000万円の経費の増である、との答弁がありました。

農協合併問題の進歩状況については、農協合併研究会で現時点では時期尚早との結論が出たが、今後とも努力していく、旨の答弁がありました。

また、エイズ問題等に関連して、病院等から出される注射器等の医療ごみを扱う衛生管理等についての質問に対しては、各医療機関に対し素手等で融れることのないよう梱包等依頼をし、対処している。また、パッカー車の消毒、清掃措置を検討していきたい、との答弁がありました。

また、勤労青少年ホームの玄関入り口について、ホーム自体を活性化するためにも早急に方向性を見出し検討していく必要がある、との意見がありました。

次に、土木費と消防費では、泉北環境の下水道分離について質問があり、昭和61年度に一定の調査を行い、現在、法的な手続を含め協議を重ねている、との答弁がありました。

また、黒鳥山公園の基本的な構想については、新しくクラフトパーク補助制度が採択された

ことにより一定事業が進んでいるが、市民の利用度が大きいので早期完成を目指し努力するよう、との要望がありました。

防火水槽等の実態調査に関する質問に対しては、日常業務の中で巡回管理等を行っており、古い水利不十分な開発地域についても消火に全力をもって対応していく、旨の答弁がありました。

次に、教育費から予備費では、青少年非行防止に係る各種会合の場に教育相談員の派遣ができるのか、との質問に対しては、要請に応じ出席する。また、PTA会費についての質問に対しては、一部消耗品等教材関係が不足する中で支出しており、今後、関係する予算をふやしていく、旨の答弁がそれぞれありました。

また、中央丘陵開発に伴う埋蔵文化財の発掘物の保管等について、広く市民の目に触れるよう博物館を建設し、展示をしてほしい、との要望がありました。

教育委員会の活性化に関する質問については、今後、現場で先生方と十分意見を交えながらコミュニケーションを深め、取り組んでいきたい、との答弁があり、歳出を終わりました。

引き続いて、歳入を一括して審査いたしました。

まず、市税について、個人市民税の1人当たり税額と府下での順位は幾らか。また、法人税、の減額の理由についての質問があり、1人当たり10万6,373円で25番目である。法人税の落ち込みは、確かに60年秋ごろの円高不況が叫ばれた時期もあったが、それとの関連性は整理ができていない、との答弁がありました。

また、市税の収入未済額が近年多くなっているが、税負担の公平の原則からみても許されるべきではない、との意見があり、それに対し、61年度は社会情勢等も含め納税環境が非常に悪く、今後とも徴収率向上に向け努力していく、旨の答弁がありました。

なお、以上のほか數十点の質疑があり、また、要望、意見等もあり、一般会計決算の審査が終わりました。

お諮りいたしましたところ反対意見があり、採決の結果、賛成多数で認定を可とすることに決した次第であります。

引き続いて、国民健康保険事業特別会計及び老人保健事業特別会計について申し上げます。

まず、国民健康保険料の改定について、当初見込みより大幅な增收となっているが、その理由は何か、との質問があり、自然増及び所得の変動差による要素が加わったため增收になったものである、との答弁でしたが、今後の料金改定時には、自然増の数字もはっきり示した上で提案するよう指摘がありました。

また、任意継続社会保険についての実態把握はどうか、との質問については、件数は把握し

ていないが、所得を見て保険料が高くつくときは窓口で任意継続を指導している、との答弁がありました。

老人保健会計では、予算に対する執行率が悪いが、その理由についての質問がありましたが、過去の医療費等の伸び 16.37% 及び自然増を考慮し予算を計上したが、61年度は、医療費の伸びが 6.03% にとどまったために多額の不用額が生じたものである、との答弁がありました。

お諮りいたしましたところ反対意見があり、採決の結果、賛成多数で認定を可とすることに決しました。

次に、公共用地先行取得事業特別会計及び公共下水道事業特別会計並びに和泉中央丘陵整備事業特別会計については、中央丘陵事業が進歩している中で完成予想図等がまだ提示されていないが、それについての対応はどうしているのか、との質問があり、都市計画の変更等もからむ中で公団でも議論になっているが、種々申し入れをしている、旨の答弁があり、これを終わりました。

お諮りいたしましたところ反対意見があり、採決の結果、賛成多数で認定を可とすることに決しました。

以上が、本決算審査特別委員会で審査いたしました結果の概要であります。何とぞ速やかに本決算を認定せられんことをお願い申し上げまして、私の報告を終わります。

- 議長（池辺秀夫君） ただいま決算委員長より詳細な審査の経過並びに結果の報告がありました。

お諮りいたします。委員長報告に対する質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、討論に入ります。それでは、反対の方からお願ひいたします。

- 16番（天堀 博君） 16番・天堀です。ただいまの決算委員長の報告に対しまして、共産党議員団を代表して反対の討論を申し上げます。

まず、61年度の一般会計決算についてであります。昭和61年度一般会計決算は、60年度に引き続く政府の方での補助金カットなど、財政運営で厳しいものがあったと思います。しかし、こうした中でも黒字決算となっております。この理由については、市長が歳出の抑制と市税の堅実な伸びということを挙げておられます。

そこで、市税歳入面の問題点を見てまいりますと、法人市民税が減少する中で個人の市民税が伸びております。14万市民1人当たりの額にしますと、60年度3万2,407円が61年

度は3万4,999円になっております。このように年々、市税負担が高くなつておるわけですが、このような市税負担に対して、歳出面で市民の福祉や暮らしを向上させるということになつておればいいわけですが、内容はそりはなつております。例えば本市の福祉行政は、障害者や老人に対する給付金など各種の給付金が他市に比べて非常に低い水準のままでありますし、国の臨調ニセ行革の方向をそのまま新たな負担を市民に押し付けてきてもおります。

さらに、同和事業につきましては、解放同盟の支部助成金2,500万円を初めとする各種の助成金、補助金はそのままでなっております。さらに、個人給付、減免も窓口一本化方式による所得制限なしで続行されておるわけであります。また、決算委員会の審議で同和関連非常勤嘱託員が解放同盟の運動員であることがより明確になりました。さらに、改良住宅の下水道の使用料の市費負担が61年度で最後になるなど一定の努力もされておりますが、新たに改良住宅駐車料金年間約1,000万円がカーラブという自治組織に入るようになっている点なども明らかになるなど、ずさんな行政運営、不公正な同和事業が引き続き進められておる実態が明らかになっておるわけであります。

開発問題で見てみると、特に中央丘陵開発が始まった年でありますか、すでに住都公団の申し入れで計画の再検討をしなければならない点が明らかになるなど、公共性、主体性がどこまで貫けるのか、あるいは議会や市民の意見がどのように反映されるのかなど、早く多くの疑問や問題点が出ておるところであります。

以上、内部の個々の問題では、一定の市民要求が実現したものもありますが、全体としては、基本的な点におきまして認定することはできません。共産党議員団は、本決算認定に対して反対をいたします。

次に、国保会計でありますか、国保会計は近年、国の制度改悪のために国庫支出金が減少し、あるいは退職者医療制度での見込み違いなど、会計としては、大変不安定で厳しいものがあるわけであります。こうした中でも昭和61年度国保会計は、基金の1億4,000万円を使わずに黒字決算になっております。

こうした黒字決算になった理由は、国保料金の大幅な値上げによるものであります。しかも、値上げ審議当時、18.6%、3億7,000万円の引き上げという予想をはるかに上回る25.7%、5億円の決算という市民負担増大となったものであります。61年度国保会計は、60年度に比べて歳入減、歳出増の分のすべてを国保料金値上げという市民負担増大でやられたものであります。

そのことは、国保料金収入が歳入総額に占める割合が60年度35.3%から61年度41.6%へと6.3%も上昇している点からも明らかであります。こうした中で滞納者がふえていることでも明らかなように、いわゆる高い保険料を払いたくとも払うことができない世帯が増大を

してきております。市民に大変な犠牲を押し付けているところでもあります。

さらに他方では、同和減免に見られますように 691 件、5,156 万円を所得制限なしに減免をするなど、不公正、不平等な行政運営をしております。

以上の理由によりまして共産党議員団は、昭和 61 年度国保会計決算認定についても反対をいたします。

その他の特別会計については簡略に申し上げます。

まず、老人保健事業特別会計については、61 年度会計そのものについては異議はございませんが、この会計が設立されたということが、老人医療の有料化、その後の一部負担金の引き上げを初め医療制度改悪の発端になった会計であります。

以上の点でこの特別会計についても反対をいたします。

次は、公共下水道事業特別会計ですが、下水道料金が大幅な値上げをされた年の会計であります。そういうことで利用者、市民負担を増大をさせている点で反対をいたします。

その他の公共用地先行取得事業特別会計並びに和泉中央丘陵整備事業特別会計については異議はなく、認定したいと思いますが、委員長報告そのものは一括の報告でありますので、反対を表明いたします。

以上でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、賛成の方、お願ひいたします。

○ 2番（奥村圭一郎君） 2番・奥村。私は、昭和 61 年度和泉市一般会計及び和泉市健康保険事業特別会計を初めとする 4 特別会計決算認定に当たりまして、賛成の立場から意見を申し上げます。

まず、一般会計についてありますが、昨年に引き続き国の行政改革に伴う高率国庫補助金の補助率の削減、また、円高不況に伴う法人市民税の減収等財政運営に及ぼす影響は多大であり、非常に厳しい行財政運営を強いられたものと思われるところであります。このような現状のもと、本市福祉行政の拠点施設として総合福祉社会館の建設事業の着手を初め、保育所の建て替え、教育施設の充実、公園、道路等都市基盤の整備充実に努められる一方、経費の節減、限られた財源の節度ある財政運営を行われた結果、実質収支で 1 億 2,588 万 4,000 円、単年度収支においても 4,041 万 8,000 円の黒字を計上したことは高く評価できるものであります。

地方財政を取り巻く環境は、国の行政改革に伴います厳しいものが予想されます。今後とも財政運営に当っては、財源の強化とその獲得に向って努力されるとともに、経費の抑制と財政構造の改善を図りながら健全な財政運営を目指されるよう期待するものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計については、年々增高する医療費に対し財政基盤の確立を国、府に強く要求し、健全な運営を維持できるよう要望するものであります。

次に、公共用地先行取得事業特別会計、公共下水道事業特別会計については、計画事業達成のため目的に向かって適切に遂行しているものと評価し、今後とも鋭意努力されることを期待するものであります。

以上、各会計について意見を申し上げ、本決算認定については、委員長報告どおり賛成をいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。本決算認定について、委員長報告はいずれも決算認定を可とするものであります。よって、委員長報告どおり決するに賛成の方の挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって、昭和61年度和泉市歳入歳出決算は委員長報告どおり認定されました。委員の皆さんには御審議、まことに御苦労さんでございました。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第4「専決処分の承認を求めるについて」〔昭和62年度和泉市一般会計補正予算（第5号）〕を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

○ 議長（池辺秀夫君） 報告の説明を願います。

○ 総務部理事（大塚孝之君） 総務部大塚でございます。それでは、ただいま御上程をいただきました報告第1号、専決第1号「昭和62年度和泉市一般会計補正予算（第5号）」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

今回、専決させていただきましたのは、大阪府選出参議院議員辞職に伴います補欠議員選挙の執行経費でございまして、去る1月29日に専決処分させていただいた次第でございます。事情御賢察の上、よろしく御了承を賜りますようお願いをいたします。

それでは、予算の内容について御説明を申し上げます。

第1条にございますように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,410万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ338億4,094万3,000円といたすものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書に基づきまして歳出より内容を御説明申し上げます。6ページでございます。

参議院大阪府選出議員補欠選挙執行に係る経費でございまして、2,410万5,000円計上いたしました。

次に、これら経費に充当いたします歳入につきましては、全額府委託金を計上いたしたものでございます。

以上、簡単でございますが、今回、専決処分をさせていただきました補正予算第5号の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

○ 12番（竹下義章君） 選挙関係でございますので、関連いたしまして選管の方にちょっと聞いておきたいと思います。

たしか年末の参議院選挙については、開票は即日開票ということで行われております。今回も恐らく即日開票だらうと思います。そこで、もう1つお聞きをしたいのは、私どもの選挙が今年9月に行われるわけでございます。私どもの選挙ですので非常に关心を持っております。どちらがいいかということで異論を持っております。その点でもう半年ちょっとしかございませんので、市会議員選挙についてはどのような形で討議をされているのか、どう考えておられるのか、まず、その点をお聞きをしたい。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 選挙管理委員会事務局長（農端小一君） 選管事務局農端よりお答えいたします。

9月の市会議員選挙については、最終的には委員会決定いたしますが、現在、事務局段階でございますが、即日開票をいたしたいと思っております。その理由をいたしましては、市長選挙以降ずっと即日開票できておりますし、府とも協議しておりますが、やはり今後のすべての選挙については即日開票でやっていくのがいいのじゃないかという御指導もいただいております。

なお、今回の参議院補欠選挙についても、即日開票ということで御了承賜りたいと思います。

○ 1-2番（竹下義章君） 即日ということでございますが、予算的にも、翌日にもしても即日でもそう変わらないと思う。それなら質問いたしますが、前回の市会議員選挙で早い人は別として、一番遅い人の時間、平均して当落すれすれの人が決まるのに何時間くらいかかりましたか。

○ 選挙管理委員会事務局長（農端小一君） はっきり記憶しておりませんが、午後8時から開票いたしまして、午前1時過ぎだったように記憶しております。ただ、前回の投票では、一般

の普通の紙の投票用紙を使いましたので開票に時間がかかりましたが、市長選挙以降、開票が楽な用紙を使っておりますので、かなり開票時間も知縮されると考えております。

- 12番（竹下義章君） 大体、4時間から5時間かかっていますね。即日開票を8時からやりますと、遅い人は12時から1時までかかる、こうなりますな。
- 選挙管理委員会事務局長（農端小一君） 前回どおりだとそういう時間になりますが、現在、私どもが考えているのは7時半からの開票でございます。それですと、遅くとも大体10時半ごろには決定するのではないかと考えております。
- 12番（竹下義章君） これは議会のことですので、いま、お聞きをいたしますと、事務局段階での案として考えておるが、最終的には委員会で決めるんだと言われております。ここで議長に特にお願いしておきたいのは、これは議会のこととござりますので、幾ら大阪府から指導がありましても、翌日にしたからといって問題があるようには聞いておりません。したがって、御承知のように即日となりますと、夜中の11時、12時まで、場合によっては翌朝ぐらいまでかかり、翌朝またお見えになる。早く決まった人でも2日間、お祝いみたいなドンチャン騒ぎをやらないかんということになってくると思います。その点で体が持ちませんので、できましたら私どもも非常に関心を持っていることですので、ただ、1つの議会の委員会に報告して決めていくのではなく、できましたら代表者会議なりをしていただきたい。まだ間がありますので、そういう場で各会派の意見を十分に聞いていただき、この問題を決めていただきたいということを特に議長に申し上げておきます。
- 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 御異議ないものと認め、報告第1号を承認することに決しました。

○

- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第5「専決処分の承認を求めるについて」（転倒事故に係る損害賠償の額の決定及び和解）を議題といたします。
報告を朗読させます。
- （市議会事務局長朗読）
- 議長（池辺秀夫君） 報告の説明を願います。
- 建設部長（浅井隆介君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました報告第2号「専決処分の承認を求めるについて」、その内容につきまして、建設部長浅井より御説明を申し上げます。

本件は、転倒事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について、地方自治法第179条の規定に基づき御報告申し上げ、御承認を得ようとするものでございます。

まず、事故の概要でございますが、昭和62年8月29日午後2時41分ごろ、和泉市鶴山台三丁目7番69-404にお住まいの嶋渡洋子さんが市道鶴山台本線上をミニバイクで北進中、鶴山台派出所前の道路に深さ約20cm、幅約70cmのたわみができていたためにハンドルをとられて転倒し、頭髄骨骨折等の負傷を受けたものであります。

次に、損害賠償額の内容でございますが、話し合いの結果、総額33万2,310円を支払ったものでございます。内訳といたしましては、治療費として18万2,310円、慰謝料を含むその他一切の賠償金として15万円となっております。

なお、これら賠償金につきましては、全国市有物件災害共済会道路賠償責任保険によりてん補いたしますものでございます。

日ごろから道路管理につきましては事故なきよう十分注意をしてまいっておりますが、今後はより一層努力し、事故防止に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜り原案御承認をいただきますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。
- 29番（田中包治君） 道路が悪くて事故が起きたということですが、水道工事をやっていて道路がガタガタですよ。段差ができるそのままでしょう。これからもこういう事故が起こるとなると、これは明らかに道路管理上の責任問題ですよ。追突なら交通事故やけどね。道路管理上の問題やったら、いま年柄年中道を掘ってますわな。あれを一度にできないんですか。初めにやって、10日か20日したらまた掘り起としてますわな。この道路管理の問題をどう考えているんですか、こういう事故があると仮定してね。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

- 道路課長（谷俊雄君） 道路課長よりお答えいたします。

この間から水道管等の布設工事をやっておりますが、こうした復旧につきましては、まず、仮復旧を行って入念に固めておりますが、自然沈下ということもございます。そこで、仮復旧の2~3週間後の本復旧ということで指導しているわけでございます。本復旧では、こうしたことのないように十分指導していますが、交通量の多い場所などによっては、若干、沈下していくところがあるわけでございます。そうしたところにつきましては、発見次第早急に補修をしている状況でございます。

- 29番（田中包治君） 私らは随分不思議に思うんです。水道管の埋設工事をやってますが、そのとき一度に全部できないんですか。一度掘ってから10日か20日したらまたやってます

わな。おかしいと思うんです。時間がかかるって片側通行でもよろしいですよ。しかし、上だけやってから、何日かしてまた掘り起こしてる。うちの緑ヶ丘でもやってますよ。水道を布設したら、水道管工事なら工事として全部一度に対応できないんですか。これは道路の話か水道の話か知らんが、一体どうなんですか。これぐらい周囲にえらい迷惑をかけて、10日ほどしたらまた掘ってる。二重の手間でしょう。経費の問題から見ても税金のむだ遣いもはなはだしいという気がします。

- 水道部次長（仲田博文君） ただいまの御質問につきまして、水道部仲田よりお答えいたします。

まず、水道管の場合、初めに本管の布設を行いまして、それが一応終了した段階で給水管のつなぎ替えということで2回行う場合もあるわけでございます。さらに、最終的には両側の道路工事ということで、御指摘のように何回も掘り返す場合もございます。その辺につきましては、地域住民の方にできるだけ御迷惑をおかけしないよう、簡単というか、掘り返す回数の少ない工事を行う旨指導しております。御指摘の緑ヶ丘につきましても、そういう形でやらせていただきましたが、先ほど、道路課長からお答えがあったように、仮復旧を行い、自然沈下を待ち、その間に舗装の手直し等を行い、できるだけ本復旧までの間に事故が起らないよう監視も十分にいたしまして事故防止に努めておりますので、その辺ひとつ御了解を願いたいと思います。

- 29番（田中包治君） 私が言っているのは、そんな10日ぐらいで地が固まることはないのに、また前のやつをぶっ壊してやっている。ざくばらんに言えば、ガネがもったいないと違うかということです。10日ぐらいで地が固まらないというのは常識ですわな。経費のむだ遣いが多いんじゃないかというカネの問題なんです。縦割り行政やから水道と道路は部が違うから関係ない。カネは各課で出さんやから、ということでやってるんでっか。水道部は企業会計、道路課は一般会計やから関係ないという考え方でああいう工事をやってるんでっか。

- 道路課長（谷俊雄君） 道路の掘削につきましては、掘削すると、どうしても元の地盤に戻りがたいという点もございますので、十分連絡して事業ができるように指導しておりますが、どうしても別々にやらないかんという場合もございます。2回も掘り起こして経費のむだ遣いという御指摘でございますが、一応、早期に復旧しなければならないという点もございます。施行基準に基づいて施行させておりますが、仮復旧後の2~3週間ぐらいで大きく沈下するということもありますので、あまり長期に置いておくこと自体が原因で事故発生につながりかねないということから、2~3週間あるいは1ヶ月以内に本復旧をしているという実態でございます。経費のむだ遣いもあるかと思いますが、事故が起らないということで現在は行っ

ているわけでございますので、御理解のほどをお願いいたしたいと思います。

○ 29番(田中包治君) 国道なんかはそんなことはしていません。何を言ても済んだことやからしようがないが、国道とか大きな道路については一定の期間閉鎖し、完全に復旧してから通すという方法をとっておりますので、どちらが正しいのか知りませんが、これで終わります。

○ 議長(池辺秀夫君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、報告第2号を承認することに決しました。

○ 議長(池辺秀夫君) 日程第6「助役の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第1号

助役の選任について

次の者を助役に選任するについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第162条の規定に基づき、議会の同意を求める。

昭和63年2月23日提出

和泉市長 池田忠雄

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第1号参考資料

[I] 地方自治法(昭和22年法律第67号)抜粋

(副知事及び助役の選任)

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

(副知事及び助役の任期)

第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中

においてもこれを解職することができる。

(副知事及び助役の欠格事由)

第164条 公職選挙法第11条第1項の規定に該当する者は、副知事又は助役となることが
(注1)
できない。

2. 略

(副知事及び助役の兼職・兼業禁止及び事務引継)

第166条 副知事及び助役は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

2. 第141条、第142条及び第159条の規定は、副知事及び助役にこれを準用する。
(注2)

3. 略

(注1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項の規定に該当する者

(1) 禁治産者

(2) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者

(3) 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

(4) 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

(注2) 地方自治法第141条の規定(要旨)

普通地方公共団体の長は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員又は常勤の職員と兼ねることができない。

地方自治法第142条の規定(要旨)

普通地方公共団体の長は、その地方公共団体等に対し請負をする者又は主として同一の行為をする法人の取締役等であることができない。

[II] 前任者の任期満了日

氏名	任期満了日
坂口禮之助	昭和63年2月25日

○ 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明を願います。

(市長登壇、説明)

○ 市長(池田忠雄君) ただいま御上程をいただきました議案第1号「助役の選任について」、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

現助役坂口禮之助氏の任期が来る2月25日をもちまして任期満了と相なりますので、引き続き同氏を助役に選任するにつきまして議会の御同意を相賜りたく、御提案を申し上げる次第でございます。

坂口禮之助氏の経歴等につきましては、すでに議員皆様方には御案内のとおりであります。いまさら私から委細を申し上げるまでもないと思いますが、お手元御配付の資料のとおり、昭和15年、旧北池田村役場に奉職、自來30有余年の長きにわたり和泉市職員として勤められ、この間総務部長等を歴任をいたしまして、昭和51年2月、議会の御同意を賜りまして助役に選任され、現在に至っております。

住所は和泉市伏屋町226番地。生年月日は大正12年3月29日、64歳であります。

氏は、人格円満にして高潔な方であり、加えて地方行政の経験極めて豊富で助役として適任者であると信じ、ここに引き続き選任をお願いをいたす次第であります。何とぞ議員皆様方の御同意を相賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（池辺秀夫君）お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第1号を原案どおり同意することに決します。
ことで、ただいま御同意をいただきました坂口助役さんよりあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。

（助役就任あいさつ）

○助役（坂口禮之助君）ただいまは、私の助役選任の議案に対しまして満場一致で御同意を賜りまして、本当にありがとうございます。

顧みますれば、昭和31年9月に和泉市が市制を施行されてから30有余年になります。この間に先輩の方々がたくさんいらっしゃいましたが、4期連続助役に御選任をいたいたのは、私が初めてでございます。そのこと自体を考えますと、非常に責任の重大さと同時にこの上なき光栄と心から存じておる次第であります。

たまたま昨年11月から本年1月にかけまして体の不調のために市立病院に入院をいたしました。この間大変御迷惑をおかけいたしまして、議員先生方にいろいろとお心遣いも賜り、まことにありがとうございます。先生方の手厚い看護と高度な医療を駆使した治療によりましておかげさまで元気を回復することになりました。本年1月25日から改めて出勤をさせていただいておりますが、現在までのところ1日も休まず勤めさせていただき、体の変調はございません。今後とも健康に十分留意をいたしますとともに、皆様方の温かい御同意に対しまして誠

心誠意、全力を傾けておこたえすべく頑張ってまいりたいと思います。

浅学非才の身でございますが、今後とも議員先生方の温かい御指導と御支援のほどをお願いいたしまして、まことに簡単粗辞でございますけれども、御礼を兼ねましてのごあいさつにかえさせていただきたいと存じます。本当にありがとうございました。（拍手）

- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第7「教育委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第2号参考資料

[I] 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）抜粋 (任命)

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2. 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

- (1) 準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者

3. 委員の任命については、そのうち3人以上（前条ただし書の規定により委員の数を3人とする町村にあっては、2人以上）が同一の政党に所属することとなつてはならない。

（任期）

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 委員は、再任されることがある。

[II] 前任者の任期満了日

氏名	任期満了日
藤井謹市	昭和63年2月25日

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。

（市長登壇、説明）

- 市長(池田忠雄君) ただいま御上程をいただきました議案第2号「教育委員会委員の選任について」、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本市教育委員会委員として教育行政の運営に格段の御尽力をいたしております藤井謹市氏が来る2月25日をもって任期満了と相なりますが、引き続き同氏を教育委員として選任をいただきたく御同意を相賜りますよう、お願ひを申し上げる次第であります。

藤井謹市氏は御承知のとおり、昭和51年、教育委員会委員として就任せられ、現在に至っております。氏は、人格高潔で教育、学術並びに文化に対して確たる識見を有しておられます。

住所はお手元御配付のとおり、和泉市伯太町四丁目12番11号。生年月日は昭和5年4月16日。職業は洋蘭栽培業を営んでおられます。

氏は、本市教育委員として最適任者であると存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして議員皆様方の御同意を相賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の御説明にかえさせていただきます。何とぞよろしくお願ひを申し上げます。

- 議長(池辺秀夫君) お諮りいたします。本件を原案どおり同意することに御異議ありませんか。

- 16番(天堀 博君)・16番 天堀です。ただいま市長から提案されました教育委員会委員の選任同意でありますけれども、今回、任期切れで再任をされます藤井氏個人につきましては、取り立てて異議を申し上げるわけではございません。ただ、この機会でありますので、教育委員会の運営そのものについて、委員長及び教育長さんがおられますので、私どもが従前より申し上げておりますことと重複はいたしますが、一言、御意見を申し上げたいと思います。

私どもは、そもそも教育委員会委員については、公選制あるいは準公選制を望んでいるわけであります。現行制度のもとで和泉市が探っております市長からの選任同意という状況のもとでの意見として申し上げます。臨教審の答申が出されました。われわれから見ますと、教育の反動化というものが進んでいくと見ておるわけですが、そういう時期であればこそ、教育委員会の活性化といいますか、いろいろと問題意識に対しまして高揚を図っていただく、そういう充実した審議も含めた状況を追求していただきたいことを望み、期待するものであります。具体的な個々の内容につきましては、いままでも申し上げておりますので避けますが、この機会でありますので、そういう点を期待もし、要望したいと思います。委員の選任そのものについては、取り立てて異議はないことを申し上げておきます。

- 議長(池辺秀夫君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第2号を原案どおり同意することに決しました。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第8「公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第3号参考資料

[I] 地方公務員法（昭和25年法律第261号）抜粋

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第9条 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもって組織する。

2. 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

3. 第16条各号（第4号を除く。）の一に該当する者又は第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者は、委員となることができない。

4. 委員の選任については、そのうちの2人が、同一の政党に属する者となることとなつてはならない。

5～9 略

10. 委員の任期は、4年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

11～13 略

[II] 前任者の任期満了日

氏名	任期満了日
山本裕司	昭和63年2月25日

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。

（市長登壇、説明）

○ 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第3号「公平委員会委員の選任について」、提案理由並びに内容につきまして御説明を申し上げます。

現在、公平委員会委員として御尽力を相賜っております山本裕司氏は、来る2月25日をもちまして任期満了と相なります。引き続き山本裕司氏を公平委員会委員に御選任いたしたく、議会の御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

山本氏は、昭和6年3月12日生まれ、56歳であります。住所は和泉市若槻町515番地

の2。昭和23年、鳳中学校を卒業され、現在、織布業を営んでおられます。また現在、和泉市社会福祉協議会会长として社会福祉の向上発展のため、活発な社協活動の御推進をいただいているところあります。

山本氏は、人格高潔で卓越した識見と情熱を兼ね備えた方であり、本市公平委員会委員として適任者であると存じますので、何とぞよろしく御審議をいただき、選任御同意を相賜りますようお願い申し上げ、提案理由の御説明といたします。どうかよろしくお願ひを申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君）お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第3号を原案どおり同意することに決しました。

-
- 議長（池辺秀夫君）ここで、ただいま同意を受けました教育委員さん及び公平委員さんからそれぞれあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。

(教育委員就任あいさつ)

- 教育委員（藤井謹市君）一言、ごあいさつ申し上げます。

ただいま教育委員として再度、御承認いただきました藤井謹市でございます。何分浅学非才の若輩者でございまして、教育委員としての重責を果たして全うできるかどうか、いささかの不安もございますが、議員先生方を始め各関係諸機関の御支援と御鞭撻を仰ぎながら、さらに研さんを重ねまして精一杯努力いたす覚悟でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げまして、簡単粗辞ではございますが、ごあいさつといたします。（拍手）

(公平委員就任あいさつ)

- 公平委員（山本裕司君）おはようございます。一言、ごあいさつを申し上げます。

ただいま本議会におきまして公平委員再任の御承認をいただきました山本裕司でございます。微力ではございますが、誠心誠意、公平なる職務遂行に向け一層の努力を重ねてまいる所存でございます。今後とも皆様方のより一層の御指導と御鞭撻を賜りますよう心からお願ひを申し上げまして、簡単ではございますが、公平委員再任のごあいさつといたします。ありがとうございました。（拍手）

-
- 議長（池辺秀夫君）以上をもちまして、本臨時会に付議されました諸議案はすべて議了いたしました。

それでは、閉会に当たりまして市長のあいさつを願います。

(市長登壇、あいさつ)

○ 市長(池田忠雄君) 閉会に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

本日の臨時会に際しましては、議員皆様方には、公私御多繁の中にもかかわりませず長時間にわたりまして慎重御審議をいただき、御提案を申し上げました全議案につきまして、御議決、御承認、御認定を相賜りましたことを衷心より厚く深く御礼を申し上げます。

また、昭和61年度和泉市歳入歳出決算の御認定を相賜り、まことにありがとうございます。特に決算審査特別委員会の委員長さんを始め皆様方には、長時間にわたりまして御審議をいただきましたことを、本席をお借りいたしまして厚く深く御礼を申し上げる次第であります。

なおまた、ただいま人事案件3件ございました中でとりわけ助役の選任も相賜りまして、本市の執行体制をより一層確立させていただいた次第でございます。今後、議員皆様方の御期待におこたえいたすべく、こん身の努力を傾注してまいる所存でございます。何とぞよろしく御支援、御指導を相賜りますようお願いを申し上げます。

まだまだ寒さも厳しい折でございます。流感もはやっているわけでございます。どうか議員皆様方におかれましては特に御自愛を相賜りまして、一層の御活躍を賜りますようお願いを申し上げ、はなはだ簡単ではございますが、御礼のごあいさつといたしたいと存じます。本当にお忙しいところありがとうございました。

(議長登壇、あいさつ)

○ 議長(池辺秀夫君) 閉会に当たりまして、一言、御礼を申し上げます。

本臨時会は、議員皆様方の格別なる御協力をいただきまして諸議案を御可決賜り、かつ御同意の関係議案につきましても御同意いただき、まことにありがとうございます。皆様方の御協力によりまして円滑に議事運営を終了できましたことを厚く御礼申し上げます。

なお、理事者各位におかれましては、本臨時会で指摘されました事項につきましては十分検討され、その御趣旨に沿われるよう努力していただきたいことを望みます。

寒さ厳しい折からお体に御自愛くださいますようお願い申し上げまして、これをもって昭和63年第1回臨時会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午前11時12分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長 池辺秀夫

同 副議長 田中昭一

同 署名議員 金谷衛

同 署名議員 出原平男

同 署名議員 田中包治